

長野県環境エネルギー戦略(第四次長野県地球温暖化防止県民計画)の策定について

環境エネルギー課

1 目的

2013年2月に策定した「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」の計画期間が2020年度に満了することから、第四次計画を策定するための検討に着手する。

策定に当たっては、パリ協定の発効や国の長期戦略策定など、国内外の動向の変化に的確に対応しつつ、実効性の高い計画となるよう取り組む。

2 計画根拠

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定による地方公共団体実行計画（区域施策編）
- ・ 長野県地球温暖化対策条例第8条の規定による地球温暖化対策推進計画
- ・ 気候変動適応法第12条の規定による地域気候変動適応計画

3 経過

(第一次)長野県地球温暖化防止県民計画（計画期間 2003年度～2007年度）

(第二次)長野県地球温暖化防止県民計画（計画期間 2008年度～2012年度）

(第三次)長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～

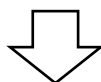
（計画期間 2013年度～2020年度） ※中間見直し [2018年3月]

(第四次)長野県環境エネルギー戦略（第四次長野県地球温暖化防止県民計画）

（計画期間 2021年度から（終期については環境審議会、専門委員会で検討））

4 策定項目

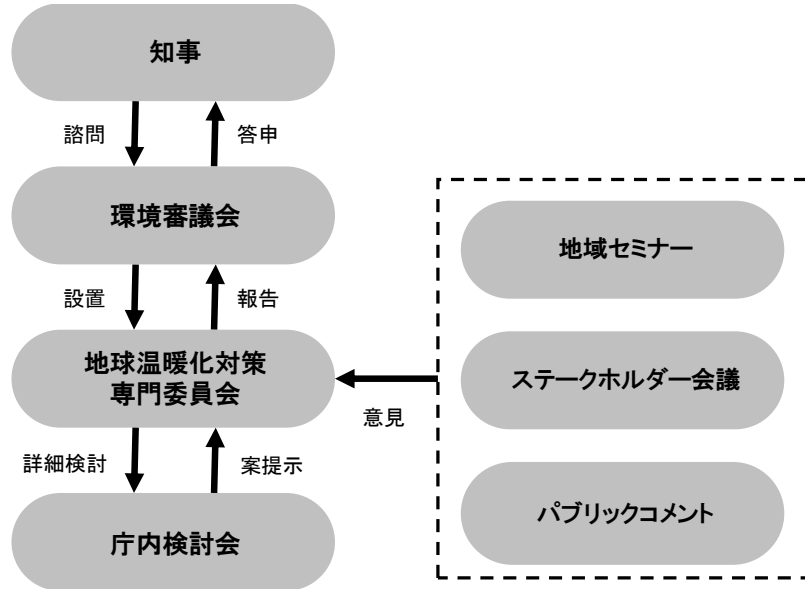
- ・ 長野県環境エネルギー戦略（第四次長野県地球温暖化防止県民計画）の計画期間、数値目標
- ・ 省エネルギーの推進に関すること
- ・ 自然エネルギーの推進に関すること
- ・ 地球温暖化適応策の推進に関すること
- ・ その他の施策の推進に関すること（フロン類等の抑制、最大電力需要の抑制等）



- ・ これまでの取組の成果を踏まえつつ、国内外の動向の変化に的確に対応する第四次計画を策定
- ・ 地域セミナー、ステークホルダー会議等を開催し、県民とのビジョン共有を積極的に行う

5 検討体制、スケジュール

(1) 計画策定に係る検討体制



(2) 計画策定に係るスケジュール

時期	2019年度						2020年度					
	4～5月	6～7月	8～9月	10～11月	12～1月	2～3月	4～5月	6～7月	8～9月	10～11月	12～1月	2～3月
検討体制	● 環境審議会 (諮問)		● 環境審議会		● 環境審議会 (答申)		● 環境審議会		● 環境審議会		● 環境審議会	
	第1回 専門委員会 (方向付け)		第2回 専門委員会 (経過報告)		第3回 専門委員会 (骨子案審議)		第4回 専門委員会 (計画案審議)					
重点施策 具体化	有識者ヒアリング		たたき台		ステークホルダーヒアリング		施策(案)作成		詳細設計 施行準備		→	
	庁内検討会				(必要に応じ) 庁内検討会							
県民意見共有	意見反映		意見反映		意見反映		意見反映		意見反映		意見反映	
	地域セミナー (1期) (既存の機会活用)		地域セミナー (2期) (4地域程度)		地域セミナー (3期) (既存の機会活用)		ステークホルダー会議		パプコメ			